

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

千葉県農林水産部団体指導課

1 規則概要

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等が林業経営の改善等を目的とし、新たな経営部門の開始等に必要な資金を県が無利子で貸し付ける資金であり、本規則は貸付に必要な事項を規定している。

2 改正理由

規則に引用している法律（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）の改正及び押印見直し方針（令和 3 年 3 月 8 日付け行革 6 4 8 号・政法第 1 4 1 0 号総務部長通知）に伴う改正。

3 改正内容

（1）償還期間の特例の追加（第 4 条第 3 項第 5 号）

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」にて再造林を促進する措置が創設されたことを受け、特定苗木（成長に優れた樹木）を用いて造林を実施する場合に、償還期間を通常 10 年のところ 12 年に延長する特例を追加する。

（2）引用法律の名称等の変更（第 4 条第 3 項第 8 号）

規則中に引用している「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の法律名称等が改正されたことから、法律名称及び引用条文の条ずれを改める。

（3）押印欄等の廃止（第 1～6，9～16 号様式）

※第 3 号様式付記の特約条項のうち、第 3 条の確認印を廃止する

補足：他の様式の提出及び必要に応じた問い合わせを行い、確認の上メモを残すことで文書の真正性を担保する。なお、第 9 号様式事業費の確認及び研修受講に係る押印については、経験や資格等の事実に係る第三者証明であるため、押印を継続する。

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。